

提案基準⑭ 法第 34 条第 13 号に規定する届出の有効期間の経過するもの

法第 34 条第 13 号に規定する届出を行った者が、その届出の有効期間内に建築行為等が完了できなかった土地に建築物を建築する場合の基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

- 1 法第 34 条第 13 号の規定に適合する届出がされていること。
- 2 自己の所有する住宅を持たない者又は立ち退かざるを得ない者等で、法第 34 条第 13 号の届出をした者が経済的事実等相当の理由により期間内に建築できなかったものであること。
- 3 申請地が農地である場合は、農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に基づく農地転用許可を取得済みであること。
- 4 当該建築物の用途が、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 自己の居住の用に供する専用住宅、又は自己の業務の用に供する建築物。ただし、自己の業務の用に供する建築物にあつては、周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないと認められるものに限る。
 - (2) 建築基準法に規定する第 2 種低層住居専用地域内に建築することができる建築物。
- 5 申請地は、提案基準⑧「既存宅地」における建築物の連たんに関する基準に該当すること。
- 6 申請地が農地法以外の他法令の許可等が必要な場合は、それらの許可等が受けられる見込みがあること。

審査上の解釈・運用

相続人又はその他の一般承継人に限り、法第 34 条第 13 号の届出をした者の地位を承継するものとする。